

安芸高田市
議会事務
-7.3.28
受付
号

安高監第 105 号
令和 7 年 3 月 28 日

安芸高田市議会議長 石飛 慶久 様

安芸高田市監査委員 品川 忠治
安芸高田市監査委員 穴戸 邦夫

議会の請求に基づく監査の結果について（報告）

地方自治法第98条第2項の規定による議会から請求のあった監査を実施したので、
その結果を報告します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第98条第2項の規定に基づき、令和6年11月28日付け安高議第128号で議会から求めのあった監査

2 議会が監査を求める事項（原文のまま）

「空き家を活用した定住PR業務」、「地域おこし協力隊活動サポート業務」、「地域おこし協力隊募集支援業務」、「スマートフォン教室開催支援業務」、「入城500年映像記録撮影業務」、「入城500年記念デザイン業務」における、以下の4点の入札業務の執行について

(1) 安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱では、市と契約を行う受託業者と雇用契約のあるものを協力隊員とするよう示しているが、契約を締結した協力隊員はアキタカーターズの職員ではないが、安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反するのではないのか。

(2) 令和2年から令和5年まで全て1者の随意契約となっているが、安芸高田市財務規則には、随意契約の見積書の徴取では第100条で契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上のものから見積書を徴さなければならないとなっており、財務規則や地方自治法に反するのではないのか。また、この間、見積もり書提出から契約までの金額が同額となっているが、このことは適正な事務と言えるのか。

(3) 受託業者の支出が契約書通り適正に支払われているか。

(4) 「入城500年映像記録撮影業務」、「入城500年記念デザイン業務」、「スマートフォン教室開催支援業務」については、参考見積書を徴収しない中で設計金額を作って予定価格と同額で応札しているが、この契約について問題はないのか。

3 監査の対象及び着眼点

議会が監査を求める事項をふまえて、つぎのとおり定めた。

(1) 対象の業務

企画部

ア 安芸高田市空き家を活用した定住PR業務（令和2年度）

イ 委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和3年度）

ウ 委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和4年度）

エ 委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和5年度）

オ 地域おこし協力隊募集支援業務（令和2年度）

カ 地域おこし協力隊募集支援業務（令和3年度）

キ 地域おこし協力隊募集支援業務（令和4年度）

ク スマートフォン教室開催支援業務（令和5年度）

教育委員会事務局

ケ 毛利元就入城 500 年記念事業映像記録撮影業務（令和 4 年度）

コ 毛利元就入城 500 年記念事業デザイン業務（令和 4 年度）

(2) 着眼点

第 1 監査の概要 2 議会が監査を求める事項のとおり

4 監査の実施期間

令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 3 月 27 日まで

5 監査の場所

安芸高田市役所第 1 庁舎監査委員事務局

6 監査の手続

あらかじめ監査対象部局から資料の提出を求め、関係書類や参考資料等を確認するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

第 2 監査の結果

1 議会の監査請求に至るまでの主な経緯及び関連する発言等の一部

(1) 令和 6 年 3 月 6 日 令和 6 年第 1 回安芸高田市議会定例会 一般質問

ア 地域おこし協力隊の採用について

（安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反した任用形態の疑義）

イ 業務委託について

（地域おこし協力隊に関連する業務を同一事業者へ随意契約している疑義）

議員「・・・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の

公正を害すべき行為の処罰に関する法律第 8 条に抵触する疑い・・・」

(2) 令和 6 年 7 月 19 日 市民が議会へ調査要望書を提出

（市が特定の事業者と業務委託契約を締結していることの疑惑）

文中「・・・官製談合していることが疑われ・・・」

(3) 令和 6 年 10 月 21 日 総務文教常任委員会

上記の調査要望書に関する所管事務調査（入札業務の執行について）

市長側「・・・官製談合・・・断じてない・・・」

委員「・・・官製談合の疑いが晴れません。・・・」

(4) 令和 6 年 11 月 28 日 令和 6 年第 4 回安芸高田市議会臨時会

（所管事務調査において疑義のあった事項を監査請求する決議）

議員「・・・官製談合の疑いが晴れません。・・・」

(5) 令和 6 年 11 月 28 日

監査委員へ監査及び結果報告の請求について通知

2 監査委員の監査権

議会は、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき、監査委員に対して安芸高田市の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。

監査委員は、議会から請求のあった事項のうち、地方自治法第 199 条に規定する監査権の範囲内で安芸高田市の事務の監査を実施する。

したがって、監査権の範囲を超えて「官製談合の疑い」の真偽を捜査等することやその他監査権が及ばないと考えられる内容に関しては、監査をすることができないと解釈する。

なお、監査委員の監査権とは別に、地方自治法第 100 条に規定する議会の調査権や地方自治法第 221 条第 2 項に規定する市長の調査権があるが、「官製談合の疑い」にどう対処するべきか、監査委員の立場で言及はしないものとする。

3 議会における地域おこし協力隊に関連した発言（一部抜粋）

監査の対象業務は、主に地域おこし協力隊に関係しているため、業務が開始される時期（令和 2 年 7 月）より前の議会の会議録から、地域おこし協力隊に関連する発言を一部抜粋した。

(1) 平成 30 年第 1 回定例会 平成 30 年度施政方針（平成 30 年 2 月 22 日）

市長「・・・本市の最重点課題であり、早急に取り組まなければならないことは、人口減対策であります。・・・市外から移住・定住を促すためには、・・・地域おこし協力隊の皆様方には、市外からの視点から、本市の魅力を発信していただいております。宝を磨く過程に直接携わっていただくなど、大いに貢献していただいております。・・・」

(2) 平成 31 年第 1 回定例会 平成 31 年度施政方針（平成 31 年 2 月 21 日）

市長「・・・本市の最重要課題と位置づける人口減対策をより充実させ、人口の社会増を目指してまいります。・・・市外からの移住・定住を促すためには、安芸高田市そのものが魅力にあふれ、活気に満ちている必要がございます。・・・地域おこし協力隊の皆様には、市外からの視点を持ち、本市の魅力を発信していただくと同時に、本市に定着し、様々な新しい風をおこし、大いに貢献をしていただいております。・・・」

(3) 予算決算常任委員会（令和元年 9 月 18 日）

部長「企画振興部に係ります平成 30 年度決算の概要について説明をいたします。・・・特に、人口減対策として、・・・取り組んでおりますが、平成 30 年度末の人口状況で、若干ではありますが、社会増となったことは、ここまで実施してきた取り組みが効果を上げ始めたと捉えております。・・・地域おこし協力隊につきましては、平成 30 年度末で、3 名の隊員が任期を終えました。現在、それぞれ安芸高田市内に残り、仕事や活動をしておられます。これまで採用した 9 人全員が定住されているということは、大きな成果であるというふうに捉えております。・・・」

(4) 令和2年第2回定例会 令和2年度施政方針（令和2年6月9日）

市長「・・・市の活性化をともに進める地域おこし協力隊の活動につきましても、隊員の能力と経験が十分に発揮できる環境を整備し、定住へとつながる支援を行ってまいります。・・・肉づけ予算に計上された主な事業でございますが、・・・地域産業の発展と地域の活性化のための事業として、・・・、地域おこし協力隊の募集及び活動支援、・・・」

(5) 予算決算常任委員会（令和2年6月22日）

部長「主要事業の概要につきまして説明いたします。・・・地域おこし協力隊募集支援事業につきましては、協力隊募集企画の立案や応募希望者の受入れ体制の整備など行政と地域の課題解決を支援してまいります。予算額は138万1,000円でございます。・・・」

課長「・・・移住希望者に対して説明する際に使っている定住パンフレットを新しく作り直すための業務委託料として110万円、・・・地域おこし協力隊募集支援業務委託料138万1,000円は、平成27年度の制度導入以来着実に成果を上げてきた地域おこし協力隊の活用をさらに進めるため、地域のニーズと協力隊希望者のスキルをうまくマッチングしていく取り組みを進めていくものでございます。・・・」

委員「・・・この間、何人の協力隊が安芸高田市の活動をされたか。それとそれによって、どういう成果があったのか。また、そういった協力隊員が安芸高田市に活動後に定住いただいとるかどうか。そういった点をお聞かせいただきたい・・・」

課長「・・・地域おこし協力隊につきましては、平成27年からの安芸高田市としての取り組みになります。そこからこれまで、期間は3年間になっておりますので、これまで既に卒業した者がおりますが、卒業した者が全部で10名おります。現役の隊員が現在6名おりますので、全部で16名が地域おこし協力隊としてかかわっていることになります。現役の隊員については、安芸高田市内に居住というのが条件になっておりますので当然こちらにおりますけれども、これまでの10名についても卒業しても全員が安芸高田市内に居住を続けてくれています。様々に、情報発信とか得意な隊員というのが多くおりますので、そういった自分のつながりを生かして、ここでこんな楽しいことをやっとなんかというふうなことも発信を、隊員を終えてからも続けてくれていますし、その発信を見て、興味を持って、実際にこちらのほうに移り住んできたという方も何人もいらっしゃるというふうなことで、非常に、もともとこちらにいる、ずっと長く住んでいる私たちでは気がつかない魅力をしっかり伝えて、それを武器にこちらに引き寄せてくれるというのが、実際のことも起きておって、非常によいことになっていると思っております。」

委員「非常にありがたい取り組みだろうというふうに思っております。第1期の地域おこし協力隊の方も、現在担当地域に居住をされて、週末においては、か

なり都市部のほうからもいろんな方が来られて、いろんな交流をされて、にぎやかな地域創出をされとるということでございます。今後においても、しっかりとこの地域おこし協力隊については、取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。」

4 人口減対策及び地域おこし協力隊に関連した記述（一部抜粋）

(1) 広報あきたかた 令和元年9月号 市長コラム

「当市の人口は合併以来、社会減が続いていましたが、2018年度（平成30年度）、初めて転入者が転出者を上回る「社会増」となりました。わずか9人の増加ですが、前年が168人の社会減でしたので、前年から比べると177人の社会増となります。この社会増は、人口の増加を主眼として実施してきた事業効果の表れであると考えられます。」

(2) 第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年3月

「・・・本市としても、人口が社会増になるなどこれまでの種々の取組の成果が少しずつ出始めた良い流れを確固たるものにすべく、今後の本市の人口減対策、地方創生の方針を第2次総合戦略に示し、全市を挙げて取り組むこととします。」

「施策17 新しいスタイルの生活を始めたい人を応援する

取組テーマ 17-1 地域おこし協力隊制度を利用した安芸高田暮らしの実現

主な取り組み

・首都圏の、地域貢献に興味のある人材とつながりを築き、関係人口から地域おこし協力隊へのステップアップを目指します。

・地域おこし協力隊のミッションの作りこみから情報発信、活動開始後のフォローを充実させ、地域の課題解決に意欲的に取り組めるようにし、任期満了後の定住に繋げることを目指します。」

5 業務の受託事業者について

この事業者は令和元年に設立した市内の法人で、翌年の令和2年度から市の業務の受託を始めた。

事業者の設立当時の代表者は、地域おこし協力隊員として市の広報誌でたびたび紹介されたり、広島県が主催する里山関係の事業などにも関わるなど、行政と連携をとって活動していたと思われる。

この事業者の設立の経緯は、当時の市の幹部等は退職しているため詳細は確認できないが、平成30年から令和2年にかけての議会における施政方針の説明や予算決算常任委員会の説明、令和6年3月第1回安芸高田市議会定例会一般質問での議員の「委託による協力隊員受入れ態勢を取るために、行政が絡んで組織した経緯があります」という発言などから推察すると、市の最重要課題である人口減対策を強化していく中で、人口の社会増を目指す取り組みの一つとして、地域おこし協力隊の募集及び活動支援並びに定住促進の事業を効果的に進めるため、3年の任期を終

えた地域おこし協力隊の経験者へ行政の側から組織化を働きかけたことが契機になったと考えられる。

6 監査の参考法令等

監査の際に参考にした法令及び参考資料の主なものはつぎのとおりである。

- (1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「官製談合防止法」という。）
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 234 条
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2
- (4) 安芸高田市財務規則（平成 16 年規則第 39 号。以下「財務規則」という。）第 98 条、第 99 条、第 100 条
- (5) 物品購入等に係る指名業者等選定要綱（平成 17 年訓令第 3 号）
- (6) 随意契約ガイドライン（令和 3 年 5 月）
- (7) 市内業者優先発注について（通知）（平成 24 年 3 月 14 日）
- (8) 安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱（平成 27 年 1 月 9 日告示第 1 号。）
- (9) 地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第 4 版）（令和 2 年 8 月総務省）
- (10) 地域おこし協力隊推進要綱（令和 6 年 3 月 22 日総行応第 110 号）
- (11) 入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～ 令和 6 年 10 月版 公正取引委員会事務総局
- (12) 広島県教育委員会報道提供資料（令和 4 年 12 月 6 日）「官製談合防止法に違反する疑いがあると報じられた事案に係る弁護士による調査の結果について」
- (13) 最高裁判所第二小法廷昭和 62 年 3 月 20 日判決
- (14) 東京地方裁判所昭和 63 年 9 月 16 日判決
- (15) 前橋地方裁判所平成 14 年 6 月 12 日判決
- (16) 大阪地方裁判所令和 3 年 5 月 13 日判決
- (17) ホームページで公表されている他の自治体の随意契約の情報及び監査報告の情報

7 個別の事項における監査の実施及び判断

- (1) 安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱では、市と契約を行う受託業者と雇用契約のあるものを協力隊員とするよう示しているが、契約を締結した協力隊員はアキタカーターズの職員ではないが、安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反するのではないか。

安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱第 4 条は、地域おこし協力隊員の任用形態を任用型（ミッション型）と委託型（民間連携型）の 2 種類に区分している。

監査の対象業務に係るものは委託型（民間連携型）の方であり、令和 6 年 4 月 1 日から施行された改正後の安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱第 4 条は、「市が実施する協力隊委託業務の受託事業者と雇用契約又は業務委託契約等を締

結し、市と連携して、前条に規定する目的を達成するための活動を行う者をいう。」と定められているが、令和3年度から令和5年度の対象業務の期間に適用されていた改正前の安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱は、「市が実施する協力隊委託業務の受託事業者と雇用契約を締結し、市と連携して、前条に規定する目的を達成するための活動を行う者をいう。」と定められていた。

したがって、令和3年度から令和5年度の期間に市が実施した地域おこし協力隊関連業務の受託事業者は、地域おこし協力隊員と雇用契約ではなく業務委託契約を締結していたことから、地域おこし協力隊員の任用形態は安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱の規定に反していたといえる

この要綱は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱や地域おこし協力隊の受入れに関する手引き等を参考に制定したものであるが、令和6年3月議会定例会の一般質問をきっかけに、地域おこし協力隊員の任用形態を定める条文が実際の運用と整合していないことが判明した。

一方で、総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、地域おこし協力隊員とは、「地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。」とされ、「委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。」とされており、安芸高田市の地域おこし協力隊員の任用形態は、総務省の見解によると問題はないとのことであり、特別交付税による財政措置の対象になっている。

地方公共団体が定める要綱とは、条例や規則のように法規の性質を持つものではなく、組織内部の事務手続きを示したものであり、本市においても多くの要綱が制定されている。そして、要綱に不備が判明した事例として、補助金交付規則を補完する個別の補助金交付要綱が未制定であった場合や各種事務事業の実施要綱の様式等に修正を要する箇所が見つかった場合などがあり、その都度、要綱の制定や改正を行っているのが実情である。

これらのことから、安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反した任用形態で地域おこし協力隊員を任用していたことは、事務を執行する上で不適切であったことは確かで、内部統制が不十分であったといえるが、地域おこし協力隊員の任用や業務の委託に法的な影響はないと判断する。

(2) 令和2年から令和5年まで全て1者の随意契約となっているが、安芸高田市財務規則には、随意契約の見積書の徴取では第100条で契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上のものから見積書を徴さなければならないとなっており、財務規則や地方自治法に反するのではないか。また、この間、見積もり書提出から契約までの金額が同額となっているが、このことは適正な事務と言えるのか。

ア 「官製談合の疑い」

最初に、議会が指摘する「官製談合の疑い」に関して検討する。

一般的に、職員に入札等の公正を害すべき行為（官製談合）の事実があれば、懲戒処分の可能性や官製談合防止法第 8 条の刑事罰（5 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金）の可能性も否定できない重大な問題となる。

参考にした資料の「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～ 令和 6 年 10 月版 公正取引委員会事務総局」によると、「官製談合防止法第 2 条第 4 項にいう「競争により相手方を選定する方法」には、総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。」と解説し、官製談合防止法第 2 条第 5 項に定める入札談合等関与行為を①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の 4 類型ごとに例を挙げている。なお、地方公共団体が地場産業の振興や中小企業対策の観点から分割発注や地元企業に対して優先発注を行うことについて、一般的な政策目的の下に行われる発注方法の選定は「入札談合等関与行為」にはならないと解説している。

次に参考にした資料は、広島県教育委員会報道提供資料(令和 4 年 12 月 6 日)

「官製談合防止法に違反する疑いがあると報じられた事案に係る弁護士による調査の結果について」であり、その中から関係部分を要約して引用すると、「入札等」の意義は、一般競争入札及び指名競争入札のほか、公募型プロポーザルを含む随意契約であっても、競争入札の実質を具備する場合には、「公の競売又は入札」に当たると解されている。そして、1 者だけから見積書を徴取したうえで締結された契約は、競争入札の実質を備えているとはいえないから、「入札等により行う…契約」に当たらないため、官製談合防止法第 8 条違反は認められない。」という法的評価であった。そして、この資料の中で 1 者の随意契約の場合は、法第 234 条第 2 項違反の有無を検討している。

この考え方をふまえると、監査の対象業務は全て 1 者の随意契約で締結されていることから、官製談合防止法第 8 条の「入札等」に当たらないため、この法律は適用されない可能性はあるが、官製談合防止法違反の成否に関しては、議会が監査を求める事項ではないため、判断は控えるものとする。

イ 随意契約に関連する法令や判例

法第 234 条は、地方公共団体が締結する契約について、機会均等、公平性、透明性及び経済性の確保を図るため、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、例外的な随意契約によることができるのは、施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに限ると定めている。

監査対象業務の随意契約の理由は、毛利元就入城 500 年記念事業映像記録撮影業務（令和 4 年度）と毛利元就入城 500 年記念事業デザイン業務（令和 4 年

度)の2件が施行令第167条の2第1項第1号を適用し、その他8件の業務が同条同項第2号を適用していた。

施行令第167条の2第1項第1号の規定は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することや、同項第2号以下各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断する必要性に乏しいことから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができるものとする趣旨であり、財務規則第98条は、業務委託契約の予定価格が50万円を超えない場合に随意契約によることができると定めている。

施行令第167条の2第1項第2号の規定は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に随意契約によることができると定めている。

この規定に関して代表的な判例は、最高裁判所第二小法廷昭和62年3月20日判決であり、その中でつぎのように判示している。

「・・・、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、施行令167条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

ところで、同項1号(現2号)に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがないが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を

選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項 1 号（現 2 号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。

そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」

また、随意契約を違法とした前橋地方裁判所平成 14 年 6 月 12 日判決は、「特定の業者を契約の相手方とすることが当初から予定されており、そのため、他の業者との比較において当該業者が本件契約の相手方として適当であるかの検討が怠られたものと推認せざるを得ず、この事実は本件契約を随意契約の方法で行ったことの公正を妨げる事情に当たるので、本件契約とこれに基づく公金支出は違法である。」としている。

これらの判例をみると、随意契約の手続きにおいて、特定の者が契約の相手方として適当であるかどうかについての検討を怠ったと認められる場合には、合理的な裁量判断の範囲から逸脱又は裁量権を濫用したのものとして違法になると考えられる。

財務規則第 99 条は、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 90 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。」と定め、財務規則第 90 条第 2 項は、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と定めている。

財務規則第 100 条は「随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と定めている。そして、この「なるべく 2 人以上」の規定に関し、大阪地方裁判所令和 3 年 5 月 13 日判決では、「随意契約の方法による場合には、契約相手方の選定が一部の者に偏り、不利な価格で契約を締結されるおそれがないとはいえないことから、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴することで、公正かつ妥当な価格を期することにあると解されるが、「なるべく」2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定していることに照らすと、・・・上記趣旨や契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、合理的な裁量判断により 2 人以上の者から見積書を徴取しないことも許容されていると解するのが相当である。」と判示している。

この判例をみると、合理的な裁量判断があれば 2 人以上の者から見積書を徴取しないことも許容されるということであり、他の自治体の規則では、一定の金額以下等では見積書を徴さないことができる旨を定めている例もある。

物品購入等に係る指名業者等選定要綱第 2 条第 3 項は、「市内に本店、支店、

営業所等を置く業者を優先的に選定」するよう定め、また、市内業者優先発注について（通知）（平成 24 年 3 月 14 日）は、「もとより、本市の経済活動のもとを築いてきたのは市内企業であり、これからも「街を発展させるためには産業振興とりわけ市内業者の振興・育成」が重要な鍵となります。ついては、今後も物品の購入、役務の提供等の発注において、市内業者で調達可能な案件については、受注機会の確保及び拡大に配慮した市内業者優先発注に努めてください。」としている。

ウ 安芸高田市及び全国の自治体における 1 者による随意契約の状況

監査の参考にするため、安芸高田市及び全国の自治体における 1 者による随意契約の状況を概観した。

安芸高田市の状況について、令和 3 年度から令和 6 年度までの決算審査の際に提出を求めた業務委託（工事に係る業務以外）執行状況調書を見ると、1 者による随意契約で設計金額・予定価格と契約金額が同額の業務委託契約が相当数見受けられた。

また、令和 6 年 2 月の指名業者等選考委員会及び令和 7 年 2 月の指名業者等選考委員会の内部資料によると、1 者による随意契約が承認された業務は、どちらも 100 件以上であった。

また、令和 6 年度の 10 万円未満の少額業務委託について、少額業務台帳を一部確認したところ、そのほとんどが 1 者の随意契約であり、予定価格と見積額が同額であった。

全国の自治体の状況について、ホームページで公表されている随意契約の資料を一部確認したところ、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由とする 1 者による随意契約が多く見受けられた。

また、同じく公表されている随意契約に関する監査報告を数件ほど確認したところ、業務委託は 1 者による随意契約が多く、理由は施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が大半で、予定価格は契約の相手からの参考見積書で設定したものが多く、その契約金額は予定価格と同額となっている割合が高い状況であった。

一般的に、自治体で政策目的のため特定の者を選定して契約を締結することは「特命随意契約」と呼ぶことがあり、安芸高田市の業務委託や全国の自治体の業務委託で多くの事例が見受けられた。

エ 監査の対象業務の確認及び検討

a から c は監査対象部局が提出した監査調書から抜粋し、一部を編集した。

(ア) 安芸高田市空き家を活用した定住 PR 業務（令和 2 年度）

a 業務の概要

「空き家を住まいにしようと思う移住者を獲得することを目的に、安芸高田市の空き家に移住して魅力的に暮らしている移住者を紹介するパンフレッ

トを作成する。また取材対象となった活用事例を訪ねるイベントを企画・運営する。」

b 1者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「本業務は、広島県が実施する広島県交流・定住促進協議会のひろしま地域別コーディネーターの役割とも関連性が強く、当事業者の社員がこのコーディネーターに任命されており、この役割から得られる知見を移住者の志向特性などの情報を利用して、情報収集等に係る経費の節約ができ、有効な情報発信ができることが見込まれる。また、当事業者の代表社員を含め移住者で立ち上げた事業者であること、すでに移住者を迎え入れているという実績も勘案した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「移住者の市内の事例を訪ねるイベントは、これまで実施したことがなく、県の移住推進のコーディネーターの経験を持つ者も当事業者にしかいないため、1者のみからの見積徴取となった。1者からしか参考見積の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして空き家を活用した移住を推進するという政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能な者は市内に1者しかいないと判断して1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(イ) 委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和3年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊員の活動支援、指導及びそれに伴う事務処理、地域おこし協力隊員の活動費の支払業務」

b 1者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「地域おこし協力隊員の活動を、地域、市の発展に効果的につなげ、活動内容を隊員本人がやりがいあるものにしていくためには、地域おこし協力隊OB・OGの関わりが欠かせない。市内の2事業者は、従業員の中に安芸高田

市地域おこし協力隊の経験者がおり、安芸高田市の地域おこし協力隊の現状を熟知している。また、隊員としての3年間及び任期満了後の取組によって幅広い人脈を築き、その人たちと協力隊員をつなぐ能力を持ち合わせている。協力隊員のメンター的な役割も勘案し、当2者から見積書を徴することとしたが、1者が辞退した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「本事業は、地域おこし協力隊の仕事を熟知し、地域おこし協力隊OB・OGとのつながりが必須であるため、当時地域おこし協力隊OBが在籍していた市内の2事業者を候補としたが、1者は参考見積書を提出しなかったため、残る1者のみからの参考見積書徴取しかできなかった。

1者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の活動等を支援するという政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能と思われる市内の2者から見積書の徴取を予定していたが、最終的に1者となったものであり、その1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(ウ)委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和4年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊員の活動支援、指導及びそれに伴う事務処理、地域おこし協力隊員の活動費の支払業務」

b 1者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「地域おこし協力隊員の活動を、地域、市の発展に効果的につなげ、活動内容を隊員本人がやりがいあるものにしていくためには、地域おこし協力隊OB・OGの関わりが欠かせない。市内の2事業者は、従業員の中に安芸高田市地域おこし協力隊の経験者がおり、安芸高田市の地域おこし協力隊の現状を熟知している。また、隊員としての3年間及び任期満了後の取組によって幅広い人脈を築き、その人たちと協力隊員をつなぐ能力を持ち合わせている。

協力隊員のメンター的な役割も勘案し、当 2 者から見積書を徴することとしたが、1 者が辞退した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「本事業は、地域おこし協力隊の仕事を熟知し、地域おこし協力隊OB・OGとのつながりが必須であるため、当時地域おこし協力隊OBが在籍していた市内の2事業者を候補としたが、1者は参考見積書を提出しなかったため、残る1者のみからの参考見積書徴取しかできなかった。」

1者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の活動等を支援するという政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に判断する中で、この業務が可能と思われる市内の2者から見積書の徴取を予定していたが、最終的に1者となったものであり、その1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(x) 委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務（令和5年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊員の活動支援、指導及びそれに伴う事務処理、地域おこし協力隊員の活動費の支払業務」

b 1者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「地域おこし協力隊員の活動を、地域、市の発展に効果的につなげ、活動内容を隊員本人やりがいあるものにしていくためには、継続したサポートが必要である。当者は、過去2年度に渡り、当該業務を受託している事業者である。そのため、安芸高田市の地域おこし協力隊の現状を熟知しており、協力隊員のメンターとしての実績も勘案した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「仕事を熟知しており、地域おこし協力隊OB・OGとのつながりが必須であるが、これに実質対応できる事業者は1者しかないことから、過去2年の実績に基づいて設計書を作成した。したがって、同者の入札額と同じ金額

になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の活動等を支援するという政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能な者は実績のある市内の1者しかいないと判断して1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の前年等の実績をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(オ)地域おこし協力隊募集支援業務（令和2年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊の募集企画作成及び募集の支援、採用決定から業務開始までの移住などのフォローアップ」

b 1者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「これまでの地域おこし協力隊の企画づくりから採用までの流れでは、行政課題の解消という視点が先行し、ミッションに隊員希望者のニーズが反映できていない点や、活動内容の具体性を明確にできていなかった点、募集をしても人が集まらなかった点などが課題としてあげられる。こうした課題を解決させ、やってみたいと思われる協力隊活動を構築させていくためには、地域おこし協力隊OB・OGの関わりが欠かせない。

当者は、代表社員が安芸高田市地域おこし協力隊第1期生であり、安芸高田市の地域おこし協力隊の現状を熟知している。また、隊員としての3年間及び任期満了後の取組の中で得た幅広い人脈と、その人脈と人をつなぐ能力もある。さらには、代表社員を中心に移住者を迎え入れているという実績も勘案した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「本事業は、地域おこし協力隊の仕事を熟知しており、応募者と同じ移住者としての経験のある地域おこし協力隊OB・OGとのつながりが必須であるが、これに実質対応できる事業者は1者しかないことから、1者のみから参考見積書を徴取した。1者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の募集支援など政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能な者は市内に 1 者しかいないと判断して 1 者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な 1 者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1 者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(カ) 地域おこし協力隊募集支援業務（令和 3 年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊の募集企画作成及び募集の支援、採用決定から業務開始までの移住などのフォローアップ」

b 1 者による随意契約の根拠法令・理由

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

「市が企画づくりを行っていた際は、ミッションに隊員希望者のニーズが反映されておらず、活動内容の明確化ができておらず、募集をしても人が集まらなかったことなどが課題としてあげられる。こうした課題を解決させるため、令和 2 年度から、当該業務を地域おこし協力隊 OB・OG が所属する当者に委託し、より魅力的な地域おこし協力隊の募集事業を進めてきた。当者は、令和 3 年度の委託型（民間連携型）地域おこし協力隊サポート業務を受託しており、地域おこし協力隊の設置からサポートまで一連のノウハウや能力も考慮した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「本事業は、地域おこし協力隊の仕事を熟知しており、応募者と同じ移住者としての経験のある地域おこし協力隊 OB・OG とのつながりが必須であるが、これに実質対応できる事業者は 1 者しかないことから、1 者のみから参考見積書を徴取した。1 者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の募集支援など政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能な者は実績のある市内の 1 者しかいないと判断して 1 者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(キ)地域おこし協力隊募集支援業務（令和4年度）

a 業務の概要

「地域おこし協力隊の募集企画作成及び募集の支援、採用決定から業務開始までの移住などのフォローアップ」

b 1者の随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第2号

「令和2年度から、当該業務を地域おこし協力隊OB・OGが所属する当者に委託し、より魅力的な地域おこし協力隊の募集事業を進めてきた。当者は、令和4年度の委託型（民間連携型）地域おこし協力隊サポート業務を受託しており、地域おこし協力隊の設置からサポートまで一連のノウハウや能力も考慮した。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「本事業は、地域おこし協力隊の仕事を熟知しており、応募者と同じ移住者としての経験のある地域おこし協力隊OB・OGとのつながりが必須であるが、これに実質対応できる事業者は1者しかないことから、1者のみから参考見積書を徴取した。1者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

本市の重要課題である人口減対策の一つとして地域おこし協力隊員の募集支援など政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能な者は実績のある市内の1者しかいないと判断して1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(ク)スマートフォン教室開催支援業務（令和5年度）

a 業務の概要

「スマートフォン教室開催に係る準備及び広報、開催業務」

b 1 者の随意契約の根拠法令・理由

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

「本業務は、主に高齢者を対象とするスマホ教室を開催する業務である。開催にあたり、高齢者組織と調整しながら、高齢者が参加しやすく、分かりやすい内容となるよう、工夫が必要である。当該業者は、これまで同様の事業の実績があり、ノウハウの蓄積があり、なおかつ地元に着した活動を続けている業者である。地域固有の状況に最適となるよう地域と調整を行いながら事業実施が期待できる。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「入札の検討をする際、前年のスマホ教室事業者は、入札に参加できない事情にあり、地元密着の事業を行うことができる事業者は 1 者しかいなかったため、1 者から参考見積書を受領し、設計書を作成した。

なお、参考見積書はその後紛失した。

1 者からしか参考見積書の徴取ができない場合は、市が作成する設計書を同者の参考見積書を基に作成するため、同者の入札額と同じ金額になるケースはある。」

d 検討

DX 推進の一つである高齢者を対象としたスマートフォン教室など政策的な業務の特殊性や市内業者優先の発注方針などを総合的に検討する中で、この業務が可能なのは市内に 1 者しかいないと判断して 1 者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能なのは 1 者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1 者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(ケ) 毛利元就入城 500 年記念事業映像記録撮影業務（令和 4 年度）

a 業務の概要

「毛利元就入城 500 年を記念して年度末まで開催が予定されている 4 つのイベント（2022. 10. 10 カウントダウンイベント、2022. 11. 13 毛利元就フェス、2022. 12. 31-1. 1 入城 500 年オープニングイベントイベント、2023. 3. 19 春風亭昇太トークライブ）の映像撮影を行う。」

b 1 者の随意契約の根拠法令・理由

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び財務規則第 98 条

予定価格が 50 万円を超えない業務

「入札参加資格者名簿のうち、「動画配信での登録」、「安芸高田市内に事業

所がある」に絞った結果1者であった。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「市が発注する業務は、業者から申請される「入札資格者名簿」を基に指名を行う。2021年に調製された名簿を照会(役務の提供-情報・通信-その他-動画配信など)した結果、要件を満たす登録業者が1社となった。公共共通単価の設定がない本業務では、参考見積価格が契約金額と同一となる場合がある。」

d 検討

この業務は、予定価格が50万円を超えないため法令により随意契約ができるものであり、業務が可能な市内の者は入札参加資格者名簿で1者のみであったため、1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(c) 毛利元就入城500年記念事業デザイン業務(令和4年度)

a 業務の概要

「毛利元就入城500年記念事業を広く周知するため、車両貼付用マグネットシートやステッカー、「あきたかた焼きレシピ募集」周知ポスターやチラシを作成するためのデザイン業務を実施し、効果的な周知を図る。」

b 1者の随意契約の根拠法令・理由

施行令第167条の2第1項第1号及び財務規則第98条

予定価格が50万円を超えない業務

「入札参加資格者名簿のうち、「役務の提供-広報・企画・制作-その他(デザインなど)」、「安芸高田市内に本拠地がある」に絞った結果1者であった。」

c 参考見積金額から契約金額までが同一となっている見解

「市が発注する業務は、業者から申請される「入札資格者名簿」を基に指名を行う。2021年に調製された名簿を照会(役務の提供-広報・企画・制作-その他(デザインなど))した結果、要件を満たす登録業者が1社となった。公共共通単価の設定がない本業務では、参考見積価格が契約金額と同一となる場合がある。」

d 検討

この業務は、予定価格が50万円を超えないため法令により随意契約ができるものであり、業務が可能な市内の者は入札参加資格者名簿で1者のみであったため、1者から見積書を徴取したことは、合理的な裁量判断から逸脱しているとはいえないと考える。

また、参考見積書から契約までの金額が同額となっていることは、業務が可能な1者の参考見積書をもとに予定価格を設定したことが要因であり、1者による随意契約の事務が不適切とはいえない場合は問題がないと考える。

以上のことから、当該業務委託の事務は、法令に反している又は適正ではないとはいえないと判断する。

(3) 受託業者の支出が契約書通り適正に支払われているか。

法第98条第2項に基づいて議会が監査委員に対して求めることができる監査の範囲は、監査委員の監査権が及ぶ当該普通地方公共団体の事務であると認識している。

受託業者の支出が契約書通り適正に支払われているかどうかを検証するため、受託業者の内部の財務書類や通帳等を確認することや受託業者に説明を求めることは、監査委員の監査権が及ぶ地方公共団体の事務の範囲とはいえず、この事項の監査を実施することはできないと考える。

(4) 第13(1)クからコは参考見積書を徴取せずに設計し、予定価格と同額で見積書が提出され、契約していることは問題がないか。

ア 参考見積書

参考見積書は、予定価格の設定に必要な設計金額を算出する際、根拠となる積算基準が無い場合や他に取引の実例価格等が無い場合に、業者の任意で提出されるものといえる。

安芸高田市では、物品購入等に係る指名業者等選定要綱で市内に本店、支店、営業所等を置く業者を優先的に選定するよう定めていることから、市内に本店等を置く業者の中で、業務の履行が可能な業者に参考見積書を依頼することを基本としている。

イ 監査の対象業務の検討

(7) スマートフォン教室開催支援業務（令和5年度）

参考見積書を徴取していないことに関して、企画部の説明によると、参考見積書をファックスで徴取し、それをもとに設計書を作成したが、その後に紛失したということであった。令和6年10月21日の総務文教常任委員会でも同じ説明をしているが、会議録が残る公の場で虚偽の説明をする動機や理由はないと思われるため、設計書を作成するため参考見積書を徴取したと考えるのが合理的である。

予定価格と同額で見積書が提出され、契約していることについては、既に述べたとおり問題はないと考える。

(イ) 毛利元就入城 500 年記念事業映像記録撮影業務（令和 4 年度）

参考見積書を徴取していないことに関して、関係書類を確認したところ、参考見積書を徴取していたことが判明した。

予定価格と同額で見積書が提出され、契約していることについては、既に述べたとおり問題はないと考える。

(ロ) 毛利元就入城 500 年記念事業デザイン業務（令和 4 年度）

参考見積書を徴取していないことに関して、関係書類を確認したところ、参考見積書を徴取していたことが判明した。

予定価格と同額で見積書が提出され、契約していることについては、既に述べたとおり問題はないと考える。

第 3 監査委員の意見

議会は、市民から「官製談合の疑い」に関する調査要望書を受けて昨年 10 月に所管事務調査を実施し、その中で疑義が残った事項について、監査の請求を決議された。

議会から請求のあった事項を監査した結果は以上のとおりであり、書類の確認や職員の説明を中心に監査を実施した限りにおいては、疑念を抱くような事実は確認できなかった。

今後、議会として「官製談合の疑い」という案件に対応されていくと思われるが、この監査の結果報告が一助となれば幸いである。

